

令和3年8月27日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの
原子力事業者防災業務計画の修正について
(お知らせ)

当機構は、毎年、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下「原災法」という。）に基づき、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）及び高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の原子力事業者防災業務計画^{※2}（以下「防災業務計画」という。）の見直しを検討しています。今年度の修正案について、同法に基づき令和3年度6月4日から、関係自治体との協議を開始しました。

【令和3年度6月4日お知らせ済み】

防災業務計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経た上で、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「ふげん」及び「もんじゅ」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

(参考)

1. 協議対象の関係自治体

- ・ふげん：福井県、敦賀市、滋賀県
- ・もんじゅ：福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

添付資料：原子力事業者防災業務計画の修正要旨

以上

(内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ提出した「原子力事業者防災業務計画」)

[新型転換炉原型炉ふげん原子力事業者防災業務計画](#)

[高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画](#)

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正年月日

令和3年8月27日

2. 修正対象原子力事業所

新型転換炉原型炉ふげん

高速増殖原型炉もんじゅ

3. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び訓練の実施等	—
第3章 緊急事態 応急対策 の実施等	緊急時活動レベル（EAL） ^{※1} により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な連絡・通報、体制の確立、並びに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等	〈別表〉 ○安全機器等のうち「中央制御室空調装置」の火災・溢水による機能喪失に関する判断基準等の明記（「もんじゅ」のみ該当）
第4章 原子力災害事後対策の実施	原子力緊急事態解除宣言があった以降の事後対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等	—

※1：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災業務計画に規定することとなっている。